

6月下旬に新しい福祉医療費受給者証(母子家庭等には現況届)を郵送します。7月から新しいものをご利用ください。

助成制度	対象者	自己負担	所得基準															
乳幼児等・こども	0歳児～中学3年生	なし	保護者の市民税所得割額が235,000円未満(0歳児は所得制限なし)															
高齢期移行	65～69歳で世帯全員が市民税非課税	2割負担 区分Ⅱ／ ・外来限度額 月12,000円 ・外来+入院限度額 月35,400円 区分Ⅰ／ ・外来限度額 月8,000円 ・外来+入院限度額 月15,000円	区分Ⅱとは… 市民税非課税世帯で本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方(ただし、S27.7.1以降生まれの方は、要介護2以上に該当する方) 区分Ⅰとは… 市民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円の方															
重度障害者・高齢重度障害者等	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級	・外来限度額／1医療機関あたり1日600円で月2回まで(低所得者400円) ・入院限度額／1割負担で月2,400円(低所得者1,600円)	本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満															
母子家庭等	18歳に達した年度末までの児童または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父およびその児童、遺児	・外来限度額／1医療機関あたり1日800円で月2回まで(低所得者400円) ・入院限度額／1割負担で月3,200円(低所得者1,600円)	児童の親または扶養義務者の所得が下記の基準未満 ※詳しくは市HPを参照 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>親と子を助成</th> <th>子のみ助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>49万円</td> <td>192万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>87万円</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>125万円</td> <td>268万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>163万円</td> <td>306万円</td> </tr> </tbody> </table> (H30.8.1より改正)	扶養人数	親と子を助成	子のみ助成	なし	49万円	192万円	1人	87万円	230万円	2人	125万円	268万円	3人	163万円	306万円
扶養人数	親と子を助成	子のみ助成																
なし	49万円	192万円																
1人	87万円	230万円																
2人	125万円	268万円																
3人	163万円	306万円																

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。

70～74歳の福祉医療受給者の皆さまへ

7月から福祉医療受給者証を交付し、現物助成を行います。

兵庫県の福祉医療(重度障害者医療等)は、これまで70から74歳の国民健康保険や被用者保険に加入する受給者には、受給者証を交付せず、医療機関の窓口で自己負担額をお支払いいただき、後日申請により医療費助成を行ってきました。7月からは、受給者証を交付し、医療機関の窓口で提示することで、受給者証に記載の一部負担金のみを支払う現物助成に変わります。現物助成には、医療機関等の窓口で次の全ての証を提示する必要があります。

●受診時に掲示が必要となる証／

- ①被保険者証 ②福祉医療受給者証 ③高齢受給者証 ④限度額適用認定証または限度額・標準負担額適用認定証
※④は、医療費が限度額を上回る場合に使用します。ただし、所得区分によっては発行されない場合があります。

福祉医療の受給資格判定で、寡婦(夫)控除等のみなし運用を実施します

子どもや障がい者、母子(父子)家庭などを対象とした医療費助成の認定において、所得判定の対象者(本人や扶養義務者など)が未婚のひとり親の方を、税法上の寡婦または寡夫と同様とみなして、資格の判定(所得判定)を行います。申し出により平成30年9月から受給資格や一部負担金に変更になる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

～ 10% もお得！「ねっぴ～商品券」受付開始～

加西商工会議所は、市内加盟店約 250 店で使える 10% のプレミアム付き商品券（ねっぴ～商品券）を 5,500 万円分販売します。



- **券面金額**：1 枚 1,000 円 ※つり銭は出ません。
- **購入方法**：1口(11枚11,000円分の商品券)を10,000円で購入可能
- **申込方法**：往復はがきの往信用裏面に①郵便番号②住所③氏名④電話番号⑤希望口数、返信用宛名面に①郵便番号②住所③氏名を記入し、下記まで（持参不可。申込多数の場合は抽選。結果は返信はがきで通知します。）
- **購入限度**：1 家族 3 口まで（1 世帯ではありません。3 口を超えた申込分は抽選対象外）
- **申込期間**：6/2（日）～6/28（金）当日消印有効
- **使用期間**：8/1（木）～R2/1/31（金）まで
- **申込先**：〒675-2312 北条町北条 28-1 アスティアかさい 1 階 加西商工会議所 ☎④ 0416

国の低所得者・子育て支援策「プレミアム付商品券」

問合先／産業振興課 ☎42-8740
fax43-1802 sangyo@city.kasai.lg.jp

10 月からの消費税増税による、低所得者や子育て世帯の家計や消費への影響を緩和するため、市内で買い物ができる「プレミアム付商品券」を販売予定です。 ※加西商工会議所が行う「ねっぴ～商品券」とは別事業です。

●対象者・商品券の額等／

購入対象者	商品券の額（20% プレミアム付き）
① 2019 年度住民税非課税者（課税標準日：2019.1/1） ※住民税課税者と生計を一にする場合や生活保護被保護者等は除く。	券面額 2.5 万円（販売額 2 万円） ※対象者に郵送する申請書での申請が必要です。未申告者が、対象者となるには税務申告してください。
② 2016.4/2 ～ 2019.9/30 までに生まれた子どもがいる世帯	券面額 2.5 万円（販売額 2 万円）×子どもの数 ※子育て世帯は申請不要。対象者に購入引換券をお送りします。

●発売時期等／発売時期や販売所、その他詳細は決まり次第、広報誌等で順次お知らせします。

働き方改革セミナー

日時：6/12（水）11:00～12:00
場所：アスティアかさい 3 階多目的ホール
講師：廣岡隆成さん（公認会計士・税理士）
主催：みなと銀行、加西市産業活性化センター
申込：加西商工会議所 ☎④ 0416

チャレンジマーケット 発表企業を募集

商品・サービス・事業内容を発表する場です。金融機関やメーカー等との商談の機会になります。
対象：創業・第二創業、経営革新に取り組まれる方
募集締切：7/12（金）16:00 必着
応募先：ひょうご産業活性化センター ☎078-977-9072

加西市配食サービスの変更について

問合先／長寿介護課 ☎42-8728
社会福祉協議会 ☎43-8133

本年度より、制度を下記のとおり変更します。詳しくは、お問い合わせください。

変更点	従来	平成 31 年度～
配食事業者	社会福祉協議会のみ	登録配食事業者から選択 (民間事業者と社会福祉協議会)
金額	300 円	要件*に合う方は 200 円を助成。社協のお弁当は、300 円のまま。

※要件：65 歳以上の単身・高齢者のみの世帯や心身の障がい等があり調理が困難な方など